

第3回 東大阪市廃棄物減量等推進審議会 議事要旨

| | | | |
|-------|---|-------|---|
| 会議の名称 | 東大阪市廃棄物減量等推進審議会 | | |
| 事務局 | 環境部 | | |
| 開催日時 | 平成29年11月1日（水）午前10時から午前11時30分 | | |
| 開催場所 | 東大阪市役所本庁舎18階会議室 | | |
| 出席者 | <出席委員：11名> （委員）小幡会長、内海副会長、石川委員、吉川委員、岩浅委員、福本委員、岡本委員、渡部委員、栗本委員、森委員、大浦委員 | | |
| | <欠席委員：2名> （委員）村田委員、住山委員 | | |
| | <事務局> 木下環境部長、千頭環境部次長、塚脇環境部次長、飯田循環社会推進課長、生田環境事業課長、川口循環社会推進課総括主幹、伊藤循環社会推進課主任、高部循環社会推進課係員 | | |
| 傍聴の可否 | 可 | 傍聴の可否 | 可 |
| 概要 | <前段> 1. 部長あいさつ 2. 資料確認 <会議> 1. 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について 2. 資源物等の持ち去り対策について（答申素案） 3. 今後のスケジュールについて | | |
| 内容 | 別紙のとおり | | |
| その他 | 次回開催予定 平成30年1月24日（水） | | |

内 容

<前段>

1. 部長あいさつ
2. 資料確認

<会議>

1. 一般廃棄物処理計画の進捗状況について

会長から「一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について」事務局へ説明を求められ、事務局が「資料1-1」「資料1-2」を用いて説明

(事務局から案件説明)

会長：ありがとうございます。この結果について、何かございますか。

A委員：焼却処理量、資源化率、最終処分量について目標値の根拠を教えてください。

事務局：この計画を策定するにあたり、専門業者にも入っていただき、人口減少等を加味してシミュレーションをさせていただきました。本市の人口は約49万人ですが、ここ10年間でかなり減少すると見込まれています。そのような中で今後、市が推進していくごみ減量施策も勘案しまして定めさせていただきました。

また、最終処分量については、水走の新工場の稼働も含めて灰の量が減っていくということも見込まれております。

目標である23%削減につきましては、現在、国や大阪府におきまして目標を掲げており、本市においても様々な減量施策を推進していくということで、算出した結果でございます。

A委員：資源化率が上がっていくという計画と新工場になって処分量がこれほど極端に減るものなのかをもう一度教えていただけますか。

事務局：処分量につきましては、新工場の稼働によってこれくらい減るという想定です。平成29年度途中ですが、現在の状況を聞く限り、目標を達成できる見込みです。

B委員：10月は3R推進月間ということで他市でも多くの環境イベントが実施されていきました。イベントに出席してきましたので発表します。

1つ目は、委員会の元副会長の花嶋先生の食品ロスに関する講演です。食品ロスの問題を解決しようとする動きは朝日新聞でも報道されていました。具体的には食品会社の多くで食品容器が変わってきているということです。

企業だけでなく私たち1人1人が出来ることをやっていくことで、少しでもごみ問題を解決できると思います。

2つ目にリユースマスターの服部先生の講演に行っておきました。いかに捨てずに片づけをするかを説いていました。

自分自身にあった手放し方法を見つけ、モノを循環させる仕組みを自分自身の生活に取り入れ、取捨選択してモノを買っていくことが重要だと思います。

C委員：他市ではISOではないけれども、独自の環境マネジメントシステムを導入して、学校でも計画を立てて進行管理をするものもあります。たとえば古紙回収や出前授業をシステム化してやっておられますか。

事務局：ごみの減量と省エネ部分は環境マネジメントシステムとして連携できておらず、全体としてうまく機能しているかどうかと言われると難しいのが現状です。

D委員：資源化率の目標値設定についてですが、古紙回収量が大幅に占める目標値になっているのか、それとも他の空き缶や空き瓶の資源化も含めた設定になっているのかどちらでしょうか。

事務局：本市では古紙、古布の行政回収は行っておりません。家庭から排出されているごみの組成調査をさせていただいたところ、家庭ごみの11.2%が雑がみを含めた紙類でした。計画については同調査を参考にしまして、資源化できるものを資源化していくという方針から策定させていただきました。

2. 資源物等の持ち去り対策について（答申素案）

会長から「資源物等の持ち去り対策について（答申素案）」事務局へ説明を求められ、事務局が「資料2-1」「資料2-2」を用いて説明

E委員：アルミ缶は個人が持ち去っていくので、紙を貼ってどこまで抑止力があるのか疑問です。

当地域で古紙の持ち去りがありましたが、被害届は面倒だから出さなかったようです。条例が制定されても警察とうまくタイアップできないと意味がないように思います。

事務局：警察との連携や持ち去りを現認できるかどうかなど様々な課題がございます。まず、実態把握に努めていく必要があると考えております。

F委員：資料2-1の5ページ、持ち去り条例施行後の資源物回収量について、A市ですが、条例制定年度は200%になっており、1年後は60%未満になっていますが、これはどういう意味ですか？

事務局：A市につきましては、条例を平成28年度に制定しており、平成29年度は実績がないため、このようなグラフになっております。

D委員：集団回収の16団体でリターナブルビンを集めていらっしゃるようですが、どういう風を集めていらっしゃるのでしょうか。

事務局：一升瓶やビール瓶を割らずにリサイクルしている業者がございます。業者数は少ないですが、保管しておいて取りに来てもらっているようです。

C委員：2点ございます。1点目は資料2-1の4ページ、持ち去り行為に対する行政の対策についてですが、具体的にどういう風に聞かれたのでしょうか。2点目は資料2-2答申素案の1ページの(2)、持ち去り行為の問題点ですが、一般廃棄物については法律で適正に処理すべきと規定されているため、これを持ち去られるのが問題だと思いますが、「しかし」以下は経済的な価値をもった資源物が持ち去られることが問題なように読み取れます。どういう風に理解すれば良いのでしょうか。

事務局：1点目の回答ですが、「持ち去りをされたことがあるか」から続いて、持ち去りの手段などいくつか質問をさせていただいた流れの中で聞いています。市民がどういう風に受け取られたかは分かりませんが、このような流れから選択制でアンケートに入れさせていただきました。2点目について、書き方については検討させていただきますが、本市が収集すべきものについては「一般廃棄物」と表現しております。資源は資源で一般廃棄物に含まれるかどうかという議論はありますが、本市においては条例や規則で「資源」の定義がございません。よって、全て一般廃棄物とみなしております。一般廃棄物に関する適正処理の阻害といった書き方になりましたが、どういう目的で対策を行うかを含めて書き方については検討させていただきます。

会長：他に何かございませんか。

E委員：やはり罰則が無いと警察もなかなか動きにくいと思います。

B委員：インターネットの情報だとアルミ缶は特に狙われやすいので、保管場所に置く際には道路から見えないようにビニルシートを被せて、一番奥に置くなどして資源率を上げている市がありました。

また、場所があれば自治会が設置費用を負担してごみステーションを設置している市もあり、良いことだと思いました。

D委員：業者の話ですが、近所に家庭と個別に契約している業者がいます。

業者が朝9時頃に取りに来て、10円か20円かをポストに置いて帰ります。

会長：市ではこのような業者を許可されているのですか。

事務局：許可はしていません。

D委員：違法行為になるのですか。

事務局：業者が取りに来るのは古紙ですよね。専ら物といって許可がいない品目です。

D委員：古紙と古着があります。家庭が排出するのは違法行為にあたるのですか。

A委員：取りに行く業者はその古紙等を有価物としてお金で買っているということになるので、違法ではないと思います。

F委員：罰則についてなのですが、罰則が何も無いのと、罰則があるのとでは大きな違いがあり、威嚇効果は見込めると思います。条例を制定されるのであれば罰則は設けた方が良く考えます。

事務局：他市でも今後は罰則を厳しくしていくという回答が多かったです。条例を制定するのであれば罰金刑は必要だと考えています。

3. 今後のスケジュール等について

会長から「3. 今後のスケジュールについて」事務局へ説明を求められ、事務局が「資料3」を用いて説明

会長：何かご意見、ご質問はございませんか。

(特に意見なし)

以上